

各裁判外紛争解決機関（ADR機関）の特色等について

この文書は、各当事者が御利用になるADR機関をお選びになる際の参考とするため、各委託先機関が作成した特色等をまとめたものです。

以下を御参照いただき、各機関のさらに詳しい内容をお知りになりたい場合には、委託先リストに記載されている各機関の照会窓口に直接お問合せください。

1 第一東京弁護士会仲裁センター

第一東京弁護士会仲裁センターが運営する国際家事ADRでは、経験豊かな男女の弁護士からあっせん人を選任することができます。あっせん人は海外留学等の経験により英語が堪能な者も多く、双方の当事者から丁寧にお話を伺い和解による解決を図ります。当センターは申立て受理後、あっせん人選任や第1回期日の指定を迅速に行い、可能な限りの早期解決を目指します。期日の日程や時間帯の調整も柔軟に行っておりますので、ご希望をお聞かせください。当センターではこれまで相当数の一般事件を解決してきており、その特長は、国際家事ADRの手続でも生かされるものと思います。一日も早い円満な解決のために、ご利用をお待ちしております。

2 第二東京弁護士会仲裁センター

第二東京弁護士会仲裁センターは、全国の弁護士会に先駆けて1990年3月に設立された民間ADR機関です。当センターでは、1998年から2017年までに280件を超える家事事件を受け付けています。ハーグ条約事件では以下の特色があります。

対応言語は日本語及び英語です（但し窓口及び電話は日本語のみ）。他言語での対応についてはご相談ください。

手続はあっせん人2名が、話し合いを公正中立な立場から仲介します。あっせん人は、国際的な家事事件の経験が豊富な弁護士などで、男女のペアとなるよう努めています。当センターでは、申立てから近接した日時での期日開催など、当事者からの希望に応じて、可能なかぎり柔軟な手続の進行、対応を心掛けています。

3 東京弁護士会紛争解決センター

2014年から外務省の委託を受け、子の返還又は面会交流等を実現するための和解のあっせんを行っています。あっせん人は2名で、候補者名簿から当事者の合意で指名することも可能。名簿には弁護士経験7年以上で国際家事事件の経験豊富な弁護士や社会学、心理学等の専門家を多数登録。期日は原則4回ですが、一定の条件で、追加期日の開催も可能。インターネットビデオ通話システムや電話を利用して期日に参加できます。使用言語は日本語又は英語ですが、一定範囲で通訳の利用可能。原則、利用者の費用負担はありません。詳細は、ホームページ(www.toben.or.jp)をご覧ください。

4 愛知弁護士会紛争解決センター

当機関の詳細については、別紙1をご覧ください。

5 公益社団法人 民間総合調停センター

当機関の詳細については、別紙2をご覧ください。

6 福岡県弁護士会紛争解決センター

当センターは、開設以来約16年間で567の事件（近年はうち約1割が家事事件）を受理し、話し合いが開始された事件のうち約5割を和解によって解決しております。

対応言語は、日本語及び英語です。他言語での対応についてはご相談ください。

英語に堪能で家事事件に精通した候補者から男女2名の弁護士等をあっせん人として選任します。

国外からの申立てにも対応できるようにインターネットビデオ通話システムを完備するなどの体制を整えており、時差を超えた協議にも対応すべく、期日の設定にも可能な限り柔軟に対処いたします。

子の引渡・面会交流事件については、原則として費用負担はありません。

是非、ご利用ください。

（了）

愛知県弁護士会紛争解決センター
国際家事ADRについて

運用開始

2015年（平成27）年4月

使用言語

日本語・英語（その他の言語でも通訳人選任により対応）

あっせん・仲裁人候補者

国内外の家事紛争の知識・調停技法に習熟した弁護士13名
心理カウンセラー等の専門家

あっせん・仲裁人の選任

必ず男女各1名の弁護士あっせん・仲裁人を選任

+

事案により心理カウンセラー等の専門家あっせん・仲裁人を選任

弁護士専門委員（英語・中国語、韓国語、フランス語、ポルトガル語で対応）

必ず1名を選任（手続相談、当事者や外務省との連絡、期日立会など）

あっせん・仲裁期日

スカイプ（skype）、電話による開催も可能

手続は事案により同席あるいは別席

子の引渡・面会交流以外の金銭給付（ex 養育費）について合意したとき

センターの定める成立手数料が発生することがある（お問い合わせ下さい）

2019年のセンターの実績

一般事件を含め174件（うち家事事件16件）

民間総合調停センターにおける国際家事事案（含むハーグ事案）の ADRについて

○申立てについて

本センターへ申し立てる際は、日本国外に居住されている方は、申立書及び参考資料を電子メールに添付して送付する方法により、申立てをすることができます。

また、申立書につきましては、原則、日本語、英語又は韓国語で記載したものに限り受理いたしますが、他の言語につきましては、日本語の訳文を付して提出することができます。

○取扱い言語

通訳人の手配につきましては、英語、韓国語以外にドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語等が可能となりますので、対応言語については、本センターまでお尋ねください。

○和解あっせん人及び和解あっせん期日について

和解あっせん人については、本センターの和解あっせん人候補者名簿に登載された「弁護士（22名）、学者（3名）の他、臨床心理士等の各種専門家（10名）」から、原則、男女各1名の2名を選出し、うち1名については、必ず弁護士を選出いたします。

また、和解あっせん人のうち1名は、当事者のうち日本語を十分に理解できない者が日常的に使用する言語に堪能な者を選任いたしますが、当該言語に堪能な者が和解あっせん人候補者名簿に登載されていない場合は、この限りではございません。

和解あっせん期日につきましては、本センターまでお越しいただくか、インターネットテレビ会議システムを通じて期日を開催し、また、当事者同席を原則として期日を開催いたします。

なお、本センターでは、早期の解決を目指しますが、特に、期日の回数制限は設けておりませんので、外務大臣が援助決定した事件の有無にかかわらず、複数回の期日開催ができます。

○費用

※費用については、外務大臣が「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の実施に関する法律に基づく援助決定をした当事者間の紛争については、外務省の費用負担の援助を受けることができ、原則無料となります。ただし、③については、外務省が定める援助額の範囲を超過した場合は、自己負担いただく場合がございます。

①申立手数料（3万円）…申立人にご負担いただきます。

金3万円とし、内金1万円を申立てと同時に納付し、相手方の応諾意思を確認できた後、残金2万円を納付いただきます。ただし、相手方が和解あっせん手続に応じる意思がない旨が明確になったことを理由として手続を終了する場合は、残金2万円の納付は要しません。

②成立手数料（10万円）…当事者双方で分担して納付いただきます。

事案の難易、解決までに要した期日の回数及び時間等を斟酌し、成立手数料の額を50パーセントの範囲内で増減することができます。

③翻訳費用

当事者が提出した書類の翻訳費用をご負担いただく場合がございます。

④期日手数料（不要）

期日の回数にかかわらず、期日手数料のご負担をいただくことはございません。

○家事事件の取扱実績

ハーグ事案以外の家事事件は、過去100件程度取り扱っており、およそ2割が解決に至っております。

○主たる活動地域

本センターは申立てに際して、管轄を定めておりませんので、どの地域からの申し立ても可能となります。また、本センターの所在地は大阪となりますので、関西圏が主な活動地域となります。